

問われる、「文教のまち」一連の新聞報道について

就学援助廃止

Ⅱ 議会から強い要望Ⅱ

この制度は、経済的な理由で就学が困難であると認められる学年児童生徒の保護者及び特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の児童生徒の保護者に対し、国及び地方公共団体が就学に要する諸経費を援助する制度である。

新聞報道では、「生活困窮世帯の子ども達に対して学用品購入費などを支援する就学援助制度について、西原町は対象世帯を2018年度から町民税の非課税世帯や失業世帯に狭める。本年度は、低所得者世帯を含め、約半数の500人程度が援助対象外となる可能性がある。」と報じられた。

この件を重く見た町議会は、去る3月定例会で、本会議や一般質問等で町当局を問い質した。その結果、町当局から「現行制度の支給の在り方には問題もあり（議員指摘）、本当に手当てが必要な世帯に援助が出来る制度の見直しを平成31年度の施行に向け、30年度は平成29年度並みの予算措置を取る」と言う

答弁があった。

町議会では、全会一致で平成30年度西原町一般会計予算についての付帯決議を決議し、新年度予算を可決した。

財政難による就学援助制度に関する予算は、確保されたが、「財源が確保されていない」という大きな問題がある。

町の単独費分の約2千万円分の予算をどの様に捻出するかが、大きな課題である。

対策として、「制度の見直し」が必要である。現行の制度は、「どうしてあの家庭が就学援助の対象に？」と疑問符が付くなど、「基準の見直しが必要である」と議会でも指摘をしている。当局は、今年度中にそれを取りまとめる事となる。

学習支援員削減 登校支援員廃止 外国語指導助手削減

デジタル教育支援事業も含めて、沖縄振興特別推進交付金（以下、一括交付金）を活用

応をしてきたことを考えると大きな差異はないと思われる。

町は、同事業が機器等の整備や教員の活用力等、活用実績面における目標に対し一定程度の成果が上がり、活用の見直しの時期にあること。また、限られた予算の中で、従来の手法による実施については、廃止する事とし

補助金活用の難しさ

=各自治体の苦慮=

地方公共団体にとって、補助金はありがたい制度である。一方で、期限付きの補助金（一括交付金も期限付き）は、その期限が過ぎると事業自体の縮小・廃止に直結する。

全国ほとんどの自治体の財政は厳しく、代替の補助が無ければ、持続困難となる。先の事業は、一括交付金を活用した事業で、その例外ではない事を付け加えておく。

【事業の成果】

1. 実施内容

- 普通教室への電子黒板の配置 → 全教室に整備済み
- デジタル教科書の整備 → 全電子黒板等に導入済み

2. 数値的成果

ICT活用事業実施率（使用しない教科も分母）

	平成26年度		平成28年度
小学校	31.6%	→	75.9%
中学校	35.5%	→	66.9%

3. ICTを効果的に活用してわかりやすく指導ができる教員の割合

	平成26年度		平成28年度
	70.4%	→	84.8%

*この事業そのものが無い市町村 …… 那覇市、名護市、うるま市、北中城村等 23市町村

*機器整備と思われる事業がある市町村 …… 南城市、国頭村、読谷村、北谷町

した事業である。しかし、この交付金も平成33年度で終了する事から、その時に一気に廃止すると影響が大きすぎる事を考えて、徐々に縮小せざるをえない状況もある。さらには、今年度も対前年度から、一括交付金が大幅に削減されたことや財政難も理由とされている。

それを踏まえて、本町は学習支援員を対前年度比3分の2に削減（12人（1校2名で県内水準））、登校支援員は廃止（県内7市町村で実施）。また、外国語指導助手については、今年度からスタートする小学校での英語教育義務化に伴い、人員を増やしたが（前年比3名増）中学校においては、廃止とした。

今後、町は、一括交付金に代わる補助金メニューを模索しながら、「文教のまち西原」として、教育の質を下げることなく、教育環境をさらに整えていく必要がある。

デジタル教育支援廃止

教育情報化支援事業は、平成25年度から平成28年度にかけて実施された。教育の情報化を推進する事業は、既に小中学校には存在していたが、一括交付金による補助事業であることを考慮し、新規の事業として実施していた。

新聞報道の中で、「ICT支援員の廃止。当局から議会に対し、「教育情報化支援事業の廃止が、教育の情報化を推進しないという結論ではなく、学校ICT環境整備事業等の教育情報化関連事業及び実施手法を通して、現場における情報機器等の整備と必要な支援等を行い、引き続き教育の情報化を推進してまいります。」との説明があった。

障害者の運転助成廃止

2018年度から「障害者自動車運転免許取得費・改造費情勢事業（助成費は一件につき上限10万円）」を廃止した。財政難で各事業の精査を余儀なくされている中、平成15年度まで国50%、県25%、町25%の負担割合で実施してきたが、現在は国、県の補助は打ち切られている。利用状況は、平成12年度、14～15年度、17年度は、利用者がいなかった。

当局によると、「精査の過程で、日々の生活に直結する予算については、最優先で確保し、苦渋の判断ではあるが、利用頻度等を鑑み当該事業は廃止を決定した。」とのことである。

当該事業は、「利用者数が少ないこと」を理由とせず、「日々の生活に直結すること」であるから、県や国へ補助金の復活を訴えていく事が重要であろうと思われる。